

令和2年度 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。令和2年度一般会計決算における充当状況については、下表のとおりです。

（歳入） 市町村交付金（社会保障財源化分） 108,522千円

（歳出） 市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要した経費 1,114,315千円

（単位：千円）

項目	款	項	目	社会保障施策 に要した経費 ※	特定財源			一般財源	
					国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	328,062	217,926	0	2,246	21,057	86,833
			3 老人福祉費	163,850	9,821	0	723	29,921	123,385
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	263,556	167,652	0	9,292	16,905	69,707
			2 児童措置費	121,145	102,335	0	0	3,671	15,139
		(小計)				876,613	497,734	0	12,261
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	169,866	44,546	0	0	24,459	100,861
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	16,683	48	0	0	3,247	13,388
			2 予防費	42,453	3,377	0	0	7,626	31,450
			4 母子保健費	8,700	225	0	91	1,636	6,748
			(小計)				67,836	3,650	0
計				1,114,315	545,930	0	12,352	108,522	447,511

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。